

小千谷市立小中学校の在り方検討委員会設置要綱

(令和7年1月20日教育委員会告示第1号)

(設置)

第1条 小千谷市立小中学校の児童生徒数の減少を踏まえ、将来を展望した学校や教育環境の在り方について検討を行うため、小千谷市立小中学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、小千谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ意見を述べるものとする。

- (1) 本市全体の持続可能な教育環境の整備に関すること。
- (2) 小中学校の望ましい学校規模の在り方に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校保護者代表者
- (3) 学校関係者
- (4) 地域代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員会設置後の最初の会議は教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育・保育課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。